

すまいの設備機器保証規程

すまいの設備機器保証（以下「本保証」といいます。）は、SOMPO ワンランティ株式会社（以下「SWT」といいます。）と「すまいの設備機器保証 保証書」（以下「保証書」といいます。）記載の住宅事業者（本製品（第 1 条で定義します。）もしくは本製品を付帯させた戸建てまたは共同住宅を販売する事業者で、以下、SWT と併せて「サービス提供者」といいます。）が共同で運営・提供する延長保証サービスです。

サービス提供者は、住宅事業者から本製品もしくは本製品が付帯した戸建てまたは共同住宅を購入され、本保証にお申込みいただいたお客様に対し、所定の手続きの上、電子的方法または書面により保証書を発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で、本保証の加入手続が完了し、お客様とサービス提供者の間で、「すまいの設備機器保証規程」（以下「本規程」といいます。）の内容に基づく契約が成立するものとします。サービス提供者は、本製品（第 1 条に定義されます。）について、本規程に定めるところに従い、無償による修理サービス（以下「保証修理」といいます。）を提供します。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

第 1 条. 本製品

本保証は、お客様が住宅事業者から購入した設備機器のうち、SWT のホームページ（<https://www.sompo-swt.com>）に掲載されている SWT が定めたメーカー（または当該メーカーと同様の対応ができると事前に SWT が認めたメーカー）が製造したものでかつ保証書記載の設備機器（以下「本製品」といいます。但し、メーカーが業務用と定めた製品は本製品から除くものとします。）を保証対象とします。なお、本製品がシステムキッチンまたはシステムバスである場合、それぞれの内容は以下各号に定めるとおりとします。

- (1) システムキッチンを構成するもののうち保証対象となるものは、標準構成に含まれるビルトインタイプの IH クッキングヒーター（またはガスコンロ）、レンジフード、食器洗い乾燥機、整水器、浄水器、電動昇降ユニット、ビルトインオーブンおよび混合水栓とします。
- (2) システムバスを構成するもののうち保証対象となるものは、標準構成に含まれるビルトインタイプのバス換気乾燥機、ジェットバス、ミストシャワー、表示機リモコン、浴室テレビ（純正オプション品に限るものとします。）および混合水栓とします。

第 2 条. 本保証の範囲等

1. 本保証は、本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定において保証対象となる故障（以下「メーカー責任故障」といいます。）が対象となります。
2. 第 12 条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、メーカー責任故障であっても、本保証の対象外とします。
3. サービス提供者は、修理委託先（サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者がその裁量で選定するものとします。以下同じ。）によるメーカー責任故障該当性の診断および第 12 条の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとし、特段の記載のない限り、次条以降において「自然故障」とは本保証が提供される故障を指すものとします。

第 3 条. 本保証期間

1. 本保証が効力を有する期間は、本製品のメーカー保証期間終了日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します（以下この期間を「本保証期間」といいます。）。なお、メーカー保証の開始日は、住宅事業者から SWT に通知された本製品の引渡日とします。
2. メーカー保証の対象期間中に発生したメーカー保証の対象となる故障および不具合については、本保証は適用されません。
3. 本保証期間内において本製品にかかる保証修理の回数に制限はないものとします。
4. 第 6 条第(2)号または第(3)号により本保証が終了する場合を除き、メーカー保証期間内に初期不良等によりメーカーまたは販売会社より交換品（新品のものとします。以下同じ。）が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第 4 条. 保証内容

1. 本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合、サービス提供者は連帯して、自然故障にかかる 1 回の保証修理に要する費用の金額が、本保証の保証上限金額である 10 万円（消費税含む。）の範囲内で、本製品の保証修理を行います。
2. 本製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品（以下「出張修理対象製品」といいます。）である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。この場合の出張料は本保証に含まれます。
3. 出張修理対象製品以外の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の、サービス提供者が指定する拠点までの往路または復路（いずれか片道分のみ）の送料は本保証に含まれます。
4. 本保証の保証修理に伴って交換された故障部品（交換部品、老朽部品等）の所有権は、全ていざれかのサービス提供者に帰属するものとし、お客様に返却する義務を負わないものとします。

第 5 条. 保証上限金額を超過する場合の取扱い

1. 1 回の保証修理に要する金額が、保証書に記載された保証上限金額を超過する場合には、代替品（新品のものとします。以下同じ。）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。なお、サービス提供者は、お客様のご希望により、保証上限金額の超過分（本製品の修理代金から保証上限金額を控除した差額）をご負担いただくことで修理を行うこともできるものとします。
2. 代替品を提供する場合、原則として本製品と同一型番の製品の提供を行います。ただし、同一型番の製品が保証上限金額の範囲内で購入困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証上限金額の範囲内でメーカーを問わず同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対して機種・型番等の指定を行うことはできません。
3. 出張修理対象製品について代替品が提供された場合、保証修理をご依頼された本製品（以下「修理依頼品」といいます。）の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品が香かにかかわらず、サービス提供者が修理依頼品を回収し代替品が提供された場合には、当該修理依頼品の所有権は、代替品の提供と引換にサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、当該修理依頼品をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。
4. 本条に基づく代替品の提供または本製品の修理により本保証は終了し、サービス提供者が提供した代替品には新たな本保証は附帯されません。

第 6 条. 本保証の終了

- 以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は終了となります。
- (1) 本保証期間が満了した場合。
 - (2) 第 5 条に定めるところに従い保証上限金額を超過する対応を行った場合。
 - (3) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により本製品の修理を行うことができず（事業承継等により、メーカーと同水準・同条件で修理を行う者がある場合を除きます。）、サービス提供者が代替品を提供した場合（代替品の提供については第 5 条第 2 項から第 4 項までの定めを準用します。）。

第 7 条. お客様のご負担となる主な費用

本保証の範囲は、自然故障の保証修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客様のご負担によるものとします（なお、本保証の範囲外の費用を、以下各号に定めるものではありません。）。

- (1) 本製品が出張修理対象製品の場合における、基本工事費（代替品を提供する販売店およびサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外にかかる費用（クレーン車代その他の特殊工事費等および処分にかかる費用を含みます。）。
- (2) 本製品が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島および遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料（往復共）等。
- (3) 本製品が出張修理対象製品以外の場合において、お客様のご都合により、出張または引取を希望されたときにかかる費用（出張修理費用、引取費用、梱包材費用等）。
- (4) 本製品が出張修理対象製品以外の場合における、本製品の着脱費用（梱包材費用等を含みます。）および往路または復路（いずれか片道分のみ）の送料。
- (5) 本製品が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付した本製品一式（本製品および本製品の標準付属品を合わせたものをいいます。以下同じ。）に不足があることにより、別途送付が必要となったときにかかる費用。
- (6) 本保証利用時にお客さまからのご連絡に必要となる通信費用その他の費用。
- (7) 保証修理を行なう際に、お客様が代用品を必要とする場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。
- (8) 第 5 条第 1 項に定めるところにより、お客様が修理をご希望の場合に、サービス提供者へ差額分をお振込いただくための振込手数料等。
- (9) お客様のご都合により保証修理をキャンセルされる場合（第 12 条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。）における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- (10) 第 12 条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

第 8 条. 保証修理の依頼方法（留意事項）

本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合には、下記のお客さま窓口に連絡して保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に、お客様窓口より保証修理手順の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間内の修理のご依頼に関しては、直接メーカーのサポートセンター又は下記の SWT お客様窓口のいずれでも対応いたします。

延長保証お客様窓口 TEL : 0800-300-0306 フリーコール 受付時間：24 時間（365 日） E-Mail : jyusetu@cs.sompo-swt.com

- (1) お客様から保証修理のご依頼をいただいた際、延長保証お客様窓口は、お客様の本保証に関する登録情報（登録登録番号、製品情報および個人情報）の確認をいたします。お客様より保証修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございます。
- (2) 修理依頼にあたっては、本製品一式を同梱してお送りください。
- (3) サービス提供者以外に修理を依頼した場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- (4) サービス提供者が必要と判断した場合に本製品にかかる記憶装置のデータ（仮想通貨等に関するデータを含みます。以下同じ。）の消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとし、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因および修理の方法にかかわらず、記憶装置のデータの消去、損失、損傷等に関するお客様の損害についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。本製品に保存されたデータについては、必要に応じて、お客様ご自身で事前にバックアップを行ってください。
- (5) お客様のご都合により、修理受付日から 1 ル月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。
- (6) 修理委託先の診断により、本製品に複数の故障箇所があると判定された場合、一部の故障箇所のみの修理を行うことはできません。また、修理委託先の診断により、複数の故障箇所のうち、保証対象外となる故障があると判定された場合には、お客様にあらかじめご同意いただいた上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただくことにより、全ての故障箇所を修理して返却するものとします。
- (7) お客様よりサービス提供者が指定する拠点まで本製品をご送付いただく際の運送中にかかる事故について、サービス提供者は何ら責任を負いません。発送方法や梱包についてご注意ください。
- (8) お客様のご都合により保証修理をキャンセルされる場合、サービス提供者は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の処分のご依頼は承りません。

第 9 条. 登録情報とその変更

以下各号いずれかに該当する場合には、登録情報の変更が必要になりますので、お客様は速やかに延長保証お客様窓口までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。登録情報は保証書に記載されており、前条の依頼をされる際に必要となりますので、保証書の保管、管理には十分にご注意ください。なお、登録情報のうちお客様情報の変更は、保証書に記載されたお客様からご通知いただいた場合に限り承ります。

- (1) 保証期間中に、お客様さま名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。なお、本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規程の内容をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご通知ください。
- (2) メーカー保証期間内にメーカーまたは販売会社より交換品の提供等が行われ、製品情報または製造番号に変更があった場合。

第 10 条. 個人情報の使用

1. サービス提供者は、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を以下の目的のため保管、使用、処理します。
 - (1) 本保証の提供。
 - (2) サービス提供者が取り扱う商品および各種サービスの提案もしくは提供、代理、媒介、取次または管理。
 - (3) サービス提供者のグループ会社または提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供または管理。
 - (4) アンケートの実施や市場調査、データの分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究。
2. サービス提供者は、以下各号いずれかに該当する場合、サービス提供者の責任において、グループ会社および提携先企業等へお客様の個人情報を提供します。
 - (1) 保証修理および代替品の提供に際して個人情報の共有が必要となる場合。
 - (2) 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。
 - (3) 本保証およびサービス提供者のその他のサービスの品質向上を目的として、お客様に電子メール、郵便物等によるアンケート調査をする場合。
 - (4) サービス提供者のサービス案内およびキャンペーン等の実施をする場合。
 - (5) 本保証の品質向上を目的として、お客様における本保証の利用に関する情報を収集し分析する場合。
 - (6) 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

第 11 条. 間接損害等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。）ならびに他の財物に生じた損害に関して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の故意または重大過失によるものについては、この限りではありません。

第 12 条. 本保証の適用除外事項

- 以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は適用されないものとします。
- (1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本来の性質に基づく制限、不具合、不利益等。
 - (2) 本製品の機能に影響の無い範囲の使用摩耗や経年変化等の経年劣化に相当するもの（外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下、錆、腐食、カビ変質、その他類似の事由等）。
 - (3) 本製品の付属部品（お客様が別途購入したオプション品を除きます。）、アクセサリーまたは周辺機器等の本製品以外の製品の故障および損害。
 - (4) 本製品の増設機器またはソフトウェア等の相性に起因する故障、不具合および損害。
 - (5) 本製品を構成する部品で、該部品が無ければ本来の仕様を満たさなくなるものが、修理委託先の確認時点で欠落している場合（本製品の欠陥により欠落し、お客様の過失なく紛失した場合を除きます。）。
 - (6) 本製品に取り付け可能な部品、装置の故障および損害、本製品に取り付け可能な部品、装置に起因する故障および損害。
 - (7) 本製品購入後の取り付け場所の移動、輸送時の落下、振動および衝撃等、取り扱いが不適当なために生じた故障および損害。
 - (8) 取扱説明書や注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等）等、取り扱いが不適当であることに起因する故障および損害。
 - (9) 消耗品単体（電池、バッテリー、フィルター、パッキン、ガスケット等）の故障および損害（ただし、メーカー責任故障に起因する消耗品の故障およびメーカー責任故障対象となる消耗品交換を除きます。）。
 - (10) 破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、地震、その他天災地変や、異物の混入（虫や動植物、埃等）の外部要因事由に起因する故障および損害（清掃ができないことを起因とする部品交換を含みます。）。
 - (11) 水害、公害、塩害、ガス害および異常環境（水質、水圧、電圧）等の外部要因事由に起因する故障、腐食および損害。
 - (12) メーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事もしくは清掃に起因する故障および損害。
 - (13) メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害。
 - (14) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損害。
 - (15) メーカー指定外の消耗品の設置または使用に起因する故障および損害。
 - (16) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアに起因する故障および損害。
 - (17) 記憶装置を持つ製品の一切のデータの復元および手配等。
 - (18) 修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
 - (19) お客様ご自身で行い得る調整、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリ、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
 - (20) お客様ご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等の復旧。
 - (21) 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により補償を受けるまたは受けた場合。
 - (22) サービス提供者を経由せず修理をご依頼された場合。
 - (23) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
 - (24) 本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、シリアル番号や製品の内蔵データ等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
 - (25) お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
 - (26) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
 - (27) 核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
 - (28) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
 - (29) 本製品の損害にかかる申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

第 13 条. 解約

1. お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解約することができます。解約の申し出は、お客様が延長保証お客様窓口に連絡したうえで、所定の手続きに従って行うものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客さまにお支払いします。ただし、返戻金のお支払いは、本製品について修理にかかる費用が発生していない場合に限ります。
2. 前項の規定にかかわらず、本製品の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、サービス提供者が保証料の全額返金を行いうるものとします。
3. 本保証の範囲外である故障につき、お客様が虚偽の申告または不正な手段（以下「不正行為」と総称します。）により保証修理の依頼を行った場合、サービス提供者は当該お客様に通知することにより、本保証を解約できるものとします。なお、サービス提供者が保証修理を行った後に不正行為が判明した場合も同様とし、サービス提供者は当該不正行為のあった日に遡り契約を解約できるものとします。この場合、サービス提供者は、お客様が支払われた保証料を一切返金せず、お客様に対し、お客様の不正行為により生じた損害（保証修理を行った場合の保証修理費用相当額を含みます。）の賠償を請求するものとします。

第 14 条. 反社会的勢力

1. サービス提供者は、お客様が、以下各号いずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - (3) 反社会的勢力を不适当に利用していると認められること。
 - (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
2. 本保証は、前項に基づく解除により本保証加入時に遡って無効となるものとします。この場合において、サービス提供者は、既に保証修理を行っていたときは、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

第 15 条. その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等についてサービス提供者とお客様との間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、専門家または中立的な第三者の意見を求めることがあります。
2. 修理受付日から 6 ヶ月を経過してもお客様都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、サービス提供者は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができ、お客様はかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客様は、本保証に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要となる費用等）に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

第 16 条. 保証料の損害保険充当

1. SWT は、保証料を原資として、本保険会社との間でサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しています。
2. 本保証は、お客様に対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理にかかる費用等の支払に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況によりお客様に対しても本保険会社の調査が行われる場合があります。

第 17 条. 本規程の変更

1. サービス提供者は、本規程の目的に反しない限度で、法令に従って本規程を変更することができます。
2. 前項に基づき本規程を変更する場合には、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知することとします。

第 18 条. 合意管轄

本規程に関連して発生したサービス提供者とお客様との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。